

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	過疎集落等自立再生対策事業
趣旨	過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む。
実施主体	市町村、住民団体、NPO法人等 ※「住民団体」とは、郵便局、社会福祉協議会、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会及び特定非営利法人等をいう。
事業概要	過疎集落生活圏(概ね小学校区、大字等の単位)において、住民団体等が住民主導により、必要に応じて集落外部の組織や団体とも連携しながら、今後の生活を持続可能とし、集落の維持及び活性化を図るため、ソフト事業(施設整備を除く事業)を中心に総合的に取り組むものを対象とする。
経費支援の内容	① 集落自立再生対策費 ア産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等) イ生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) ウ都市と地域の交流・移住促進対策 エ地域文化伝承対策 オその他適当と認められるもの ※食糧費及び施設整備費は除く。  ② 施設整備費 施設の整備又は改修に要する経費
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	募集時期:4月頃
最近の実績	なし
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省行政局過疎対策室
関係URL	